|  |
| --- |
| **第１５回公立大学法人宮城大学　理　事　会（平成２１年１２月定例会）** |
| 開催日時 | 平成２１年１２月２５日（金）１５時０２分～１６時４２分 |
| 開催場所 | 大和キャンパス本部棟４階　応接会議室 |
| 出席者 | 馬渡理事長，白石副理事長（人事労務担当），保理理事（総務企画担当），武田理事（教育担当），金子理事（研究担当），大和田理事（財務担当），池戸理事（特命事項担当）菅原監事，成田監事　　　　　　　　　　　　　　　　　　《理事７名中７名出席》 |
| 欠席者 | なし |
| 事務部 | 小林総務課長，中村学務課長，新妻財務課長，眞山総務学務課長，吉田総務GL |
| 議事概要 | **１　理事会議事録****（１）第１３回及び第１４回理事会議事録の確認について**議事録原案に対する意見を求めたところ，異議がなく，原案どおりとすることが確認された。**（２）第１５回理事会議事録署名人について**今回理事会の議事録署名人として議長のほか，大和田理事を指名し了承された。**２　議　　事****（１）ロイヤルメルボルン工科大学との交流協定について　　　　　　議案1**第１３回理事会において協定内容について承認されたロイヤルメルボルン工科大学（RMIT）との交流協定について，馬渡理事長から次のとおり説明があり，その協定について諮ったところ，異議なく批准された。（説明概要）* この協定は，12月11日にRMIT近くのホテルで，相手方副総長（学長）と馬渡理事長（学長）が署名し調印を行ったもの。
* 主な内容として，双方の学生の交換留学を可能とすることや教員の交換及び研究協力を奨励するものとしている。
* 今回の訪豪でRMIT教員との2回目の国際シンポジウムを開催したが，今回の協定を元に，各学部・研究科において更に具体的な交流を進めることが可能になると理解している。
* この協定は，今後3年間有効であること。

**（２）専任教員（看護学部）の採用について　　　　　　　　　　　　議案２**馬渡理事長から，予てから公募していた看護学部の専任教員について，同学部の選考委員会を経て開催された人事委員会での選考経緯の説明があり，採用候補者となった○○○○氏を准教授（看護マネジメント）として，また，○○○○氏を教授（薬理学）としてそれぞれ平成22年4月1日付けで採用することについて諮ったところ，異議なく，全員一致で採用することが承認された。**（３）人事計画書（昇任）（案）について　　　　　　　　　　　　　 議案３**専任教員の平成22年4月1日付け昇任に係る人事計画書が看護学部長から2件，食産業学部長から6件提出があったことについて，馬渡理事長からその選考過程及び選考対象者の個人調書について説明があり，この選考について諮ったところ，食産業学部○○○○の人事計画書について，学部で行う選考委員会時には平成23年度の講義科目を追記することを条件として，原案どおり承認された。（選考対象者）* 看護学部教授昇任：○○准教授（○○○○専攻）
* 看護学部准教授昇任：○○講師（○○○○専攻）
* 食産業学部教授昇任：○○准教授（○○○○専攻），○○准教授（○○○○専攻）
* 食産業学部准教授昇任：○○講師（○○○○専攻），○○講師（○○○○専攻），○○講師（○○○○専攻），○○助教（○○○○専攻）

**（４）人事計画書（採用）（案）について　　　　　　　　　　　　　議案４****①看護学部（２件）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （議案４-１）**看護学部から提出のあった，平成２２年４月１日付け専任教員採用の人事計画書2件について馬渡理事長から次のとおり説明があり，この選考について諮ったところ，異議なく原案どおり承認された。（説明概要）* 基礎看護学又は公衆衛生学を専攻分野とする専任教員について，教授又は准教授としてそれぞれ１名採用するもの。
* 応募締め切りは，平成2２年1月２９日としていること。
* 基礎看護学又は公衆衛生学を専攻分野とする専任教員については，本年11月30日まで公募しており，応募者があったものの学部で行った選考委員会の選考により適任と認められる者がなかったため，再度条件を変更しないで公募するもの。

**②食産業学部（１件）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（議案４-２）**食産業学部から提出のあった，平成２２年４月１日付け専任教員採用の人事計画書について馬渡理事長から次のとおり説明があり，この選考について諮ったところ，異議なく原案どおり承認された。（説明概要）* 食品科学を専攻分野とする専任教員について，准教授として１名採用するもの。
* 応募締め切りは，平成2２年1月２９日としていること。
* 平成22年3月31日付けで退職を予定している教員の後任人事として公募するもの。

**③共通教育センター（１件）　　　　　　　　　　　　　　　　　（議案４-３）**共通教育センターから提出のあった，平成２２年４月１日付け専任教員採用の人事計画書について馬渡理事長から次のとおり説明があり，この選考について諮ったところ，次のとおり人事計画書の「応募資格」及び「提出書類」の一部を修正の上承認された。（説明概要）* 看護学部兼務として英語教育を専攻分野とする専任教員について，教授又は准教授として１名採用するもの。
* 応募締め切りは，平成2２年1月２９日としていること。
* 平成22年3月31日付けで退職を予定している教員の後任人事として公募するもの。

（人事計画書の修正内容）* 「７　応募資格」の（４）「・・・各種業務を遂行するために必要な日本語能力（日本語検定試験１級相当レベル）を有する方。」中「１級」を「２級以上」とする。
* 「８　提出書類」に「日本語検定試験等に合格している場合は，それを証する書類の写し。」等の表現を加える。

**（５）特任教員（事業構想学部）の採用について　　　　　　　　　　議案５**事業構想学部の「ビジネスプレゼンテーション」「メディアプランニング」「事業演習」を担当する特任教授として，○○○○氏を今年度に引き続き平成22年度も任用することについて諮ったところ，異議なく，全員一致で承認された。**（６）最優秀教育者賞実施要領（案）について　　　　　　　　　　　議案６**教育方法の改善と向上のために，学士課程授業の「教え方」に焦点を当てた表彰制度を新たに施行するものとした最優秀教育者賞実施要領（案）については，本日12月25日に開催された第9回教育研究審議会における先議の結果，学務入試委員会において具体的な実施方法について検討を行うこととされたことから，当理事会においては継続審議とすることとされた。なお，最優秀教育者賞実施要領（案）第4②に「学部長等が，最優秀教育者候補として理事長に申し出る時期を6月末まで」とする旨の規定があるが，学務入試委員会において検討する前提として，「6月末までとする時期には拘らない」ことが確認された。**（７）学部長・研究科長選挙実施要領について　　　　　　　　　　　議案７**学部長・研究科長選挙の実施方法等について定めた学部長選挙実施要領及び研究科長選挙実施要領について，馬渡理事長から次のとおり説明があり，この制定について諮ったところ，異議なく原案どおり追認された。（説明概要）* 学部長・研究科長の選考については，「公立大学法人宮城大学学部長選考規程」及び「公立大学法人宮城大学研究科長選考規程」（平成21年4月1日制定）で既に定めてあるが，選挙実務における実施者（学部長・研究科長）と事務部との連携を定めたもの。
* 法人化前は最大4回までの投票で当選者を決定していたが，本実施要領では最大2回までとしたこと。
* 来年1月6日に看護学部長及び看護学研究科長選挙が予定されていることから，本実施要領は既に理事長決裁の上，12月22日から施行してあるものであること。

**（８）公立大学法人宮城大学事務部長の職に宮城県退職者を任用する場合の就業条件の特例に関する規程（案）について　　　　　　　　　　　　　　議案８**事務部長に宮城県退職者を任用する場合の就業上の特例について定めた「公立大学法人宮城大学事務部長の職に宮城県退職者を任用する場合の就業条件の特例に関する規程」について，保理理事から次のとおり説明があり，この規程の制定について諮ったところ，異議なく原案どおり承認された。（説明概要）* 県退職者を事務部長に任用する場合には，就業規則第6条の趣旨を踏まえ，複数の応募者から選考の上，採用するもの。この場合，選考は理事長及び理事により行い，理事会において任用の可否を決定するもの。
* 賃金その他の就業条件は，就業規則に定める条件のすべてを満たすものではないこと。
* 賃金は，賃金規程に関わらず事務部長の給料表を下回る給料月額を理事長が定めるもの。また，地域手当，期末・勤勉手当，通勤手当のみを支給対象とすること。
* 退職手当は支給しないこと。
* 定年は63歳とするが，毎年理事会の議を経て65歳まで延長することができること。
* この規程は平成２１年12月25日から施行する。

**（９）平成２２年度事務職員人事について　　　　　　　　　　　　　議案９**保理理事から，平成22年3月31日をもって宮城県からの派遣が終了する事務部職員16名の後任について，法人採用職員9名，宮城県からの派遣職員7名とすることの説明があり，この配置について諮ったところ，異議なく原案どおり承認された。これにより，宮城県へ職員の派遣申請を行うこととされた。**３　報告事項****（１）第２回公立大学法人宮城大学評価委員会について　　　　　　　報告資料１**平成２１年１２月１７日（木）に開催された「第２回公立大学法人宮城大学評価委員会」について，馬渡理事長から，「公立大学法人宮城大学の業務実績評価の考え方」については，「業務の実績に関する評価の実施要領」（案）が原案どおり承認されたこと，及び，地方独立行政法人法第５６条に基づく同法第49条の読み替え規定により「公立大学法人宮城大学における役員報酬等の支給基準の変更」について，評価委員会からの意見申し出は特になかったことなどの報告があった。**（２）第９回教育研究審議会について　　　　　　　　　　　　　　　報告資料２**馬渡理事長から，平成２１年１２月２５日（金）に開催された第９回公立大学法人宮城大学教育研究審議会の概要について報告があった。以上　　この議事録は，公立大学法人宮城大学第１５回理事会議事録である。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成２２年１月２７日　　　　　公立大学法人宮城大学理事会　　議　長　　馬　渡　尚　憲　　　　　　　　　　　　　　同　　　　　　　　理　事　　大和田　克　己 |